

昭和町耐震改修促進計画

令和8年 4月（改定）

昭 和 町

昭和町耐震改修促進計画

序 章

1 計画の背景と目的

昭和町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしたことから、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、平成25年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が改正（平成25年11月25日施行）され、また同法第4条に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）が改正されたことなどに伴い、本計画についても計画期間を延長し、所要の見直しを行い木造住宅等の耐震化の推進に取り組んできました。

その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が策定されたことに伴い、平成28年3月に山梨県耐震改修促進計画が改訂されました。

近年においても、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生し、数多くの建築物が倒壊・崩壊しました。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅に深刻な構造被害が生じており、住宅・建築物の耐震化の重要性が一層高まっています。こうした状況を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月）の策定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月）の改正が行われ、切迫性の高い地震への備えとして、住宅・建築物の更なる耐震化が喫緊の課題となっています。

令和7年7月には国の基本的な方針が改正され、耐震化に関する目標の見直しや、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項の追加等が行われました。

こうした背景を受け、令和8年3月に山梨県耐震改修促進計画が改訂されたことを踏まえ、本計画についても耐震改修促進法の改正に基づく新たな内容を検討し、更に計画期間を延長することになりました。

2 本計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づき策定したものです。

また、昭和町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和7年度までの計画期間を10年間延長し、令和17年度までとします。また、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜検証を行い、必要に応じて計画の改訂を行います。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画及び山梨県地震想定被害想定調査報告書によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
- イ 首都直下型地震（M7 クラス立川市直下）
- ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間
- エ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間
- オ 曾根丘陵断層帯
- カ 扇山断層
- キ 身延断層
- ク 塩沢断層帯
- ケ 富士河口湖断層帯
- コ【参考】首都直下型地震（M8 クラス相模トラフ）

このうち、昭和町に最も影響がある地震（震度6弱以上）は、ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）、イ 首都直下型地震、ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間、エ 糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間、オ 曾根丘陵断層帯、ケ 富士河口湖断層帯となります。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。(表1-1・図1-1)

表1-1 想定される地震一覧(出典:山梨県地域防災計画(令和7年3月))

想定される地震	想定される地震の規模
ア 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
イ 首都直下型地震 (M7クラス立川市直下)	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
ウ 糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
エ 糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。
オ 曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
カ 扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
キ 身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
ク 塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
ケ 富士河口湖断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
コ【参考】首都直下型地震 (M8クラス相模トラフ)	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

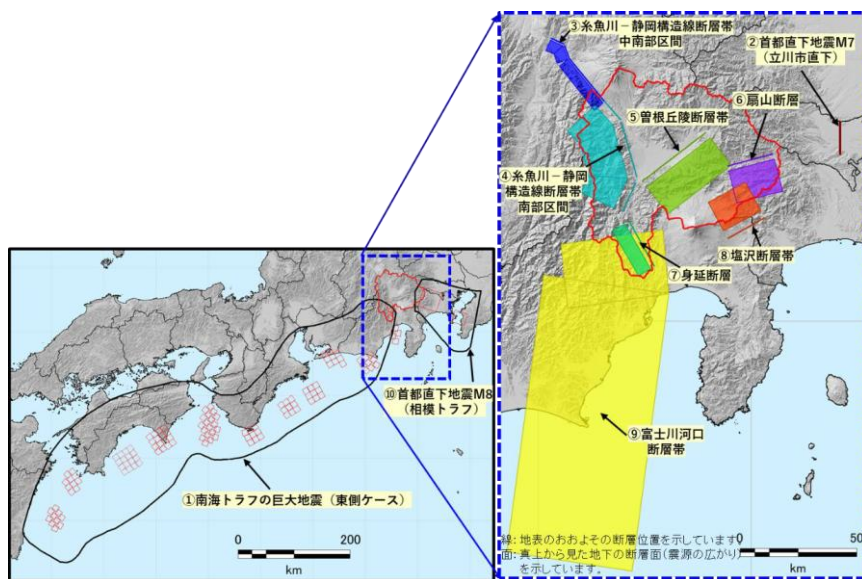


図1-1 想定地震の震源分布図(出典:山梨県地域防災計画(令和7年3月))

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本町及び山梨県の人的被害は、次のとおりです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定（出典：山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）、昭和町地域防災計画（令和7年3月））（単位：人）

	死 者	負 傷 者	うち重傷者	要救助者数
ア 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	2,797	13,753	3,890	8,634
	47	276	70	253
イ 首都直下型地震 (M7クラス立川市直下)	184	1,318	241	390
	0	1	0	0
ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	987	5,722	1,404	2,733
	6	56	9	32
エ 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	3,201	15,689	5,025	12,135
	66	439	132	473
オ 曾根丘陵断層帯	4,042	17,648	6,206	14,900
	69	461	141	507
ケ 富士河口湖断層帯	1,148	6,642	1,568	3,676
	9	74	13	46

(上段：山梨県、下段：昭和町)

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本町及び山梨県の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定（出典：山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）、昭和町地域防災計画（令和7年3月））（単位：棟）

	全 壊	半 壊
ア 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	52,542	49,514
	1,140	1,224
イ 首都直下型地震 (M7クラス立川市直下)	3,235	6,980
	2	21
ウ 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	18,490	24,180
	123	339
エ 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	66,746	47,892
	1,772	1,564
オ 曾根丘陵断層帯	79,643	46,859
	1,901	1,601
ケ 富士河口湖断層帯	21,263	29,177
	183	420

(上段：山梨県、下段：昭和町)

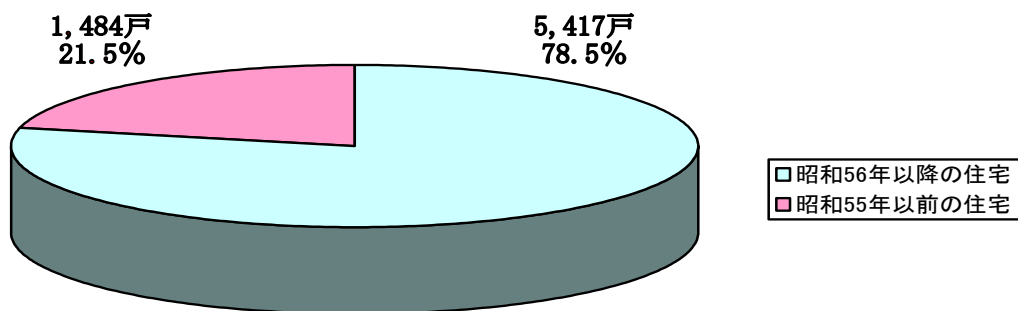
2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等（昭和町固定資産課税台帳（家屋課税台帳）から集計）

令和8年1月1日現在の家屋の集計によると、本町内の住宅総数は、6,901戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、1,484戸で全体の21.5%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数			
6,901	昭和55年以前の住宅(※)	1,484 (21.5%)	昭和56年以降の住宅(※) 5,417 (78.5%)



※昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分けることが必要ですが、根拠としている家屋台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

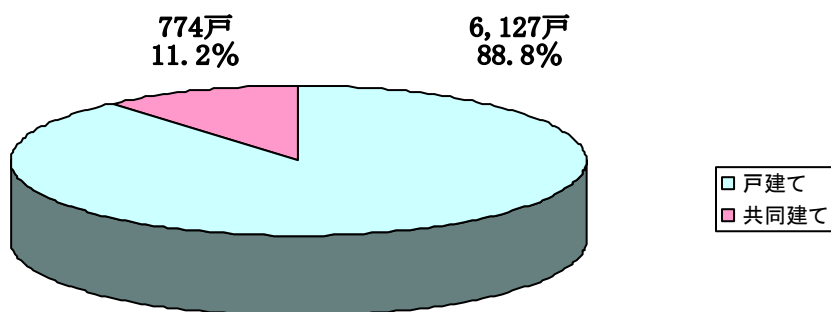
本町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の88.8%を占めています。また、戸建て住宅の23.2%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は20.6%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が8.7%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.9%と低くなっています。（表1-5）

表 1 - 5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の住宅	
		①				
		6,901		1,484		5,417
	②	構成比 (②/①)	③	構成比 (③/②)	④	構成比 (④/②)
戸建て	6,127	88.8%	1,424	23.2%	4,703	76.8%
共同建て	774	11.2%	60	7.8%	714	92.2%



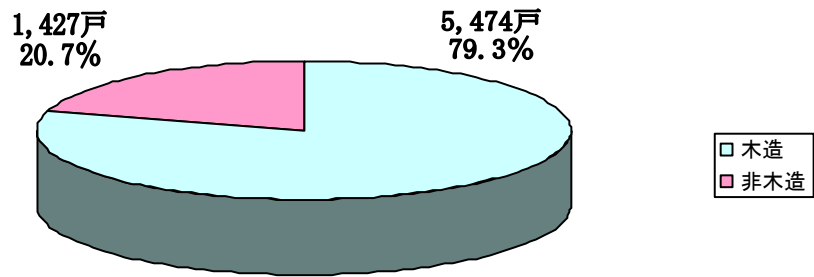
住宅の構造別に見ると、木造住宅は5,474戸あり、全体の79.3%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が1,224戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の82.5%を占めています。(表1-6)

表 1 - 6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の住宅	
		①				
		6,901		1,484		5,417
	②	構成比 (②/①)	③	構成比 (③/②)	⑤	構成比 (④/②)
木造	5,474	79.3%	④	構成比 (④/③)	⑥	構成比 (④/②)
			1,224	82.5%	4,250	78.5%
非木造	1,427	20.7%				
			260	17.5%	1,167	21.5%



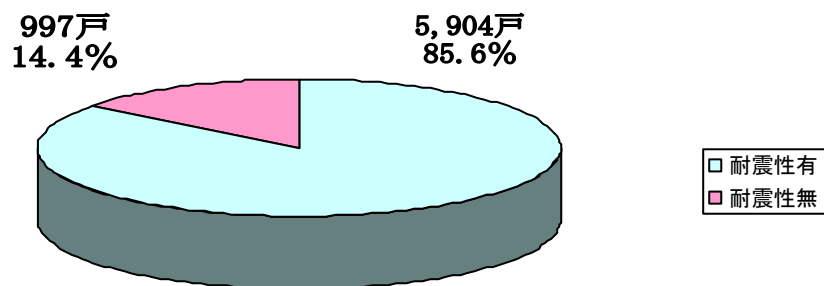
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は5,930戸になり、町内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で85.6%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数	昭和55年 以前の住宅	耐震性を 有する もの	耐震改修 を実施し たもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の住宅	耐震性有の 住宅数	耐震化率 〔R7年度末 推計値〕
		③	④	⑤			
① (②+⑥) 6,901	② 1,484	③ 473	④ 14	⑤ 997	⑥ 5,417	⑦ (③+④+⑥) 5,904	⑧ (⑦/①) 85.6%



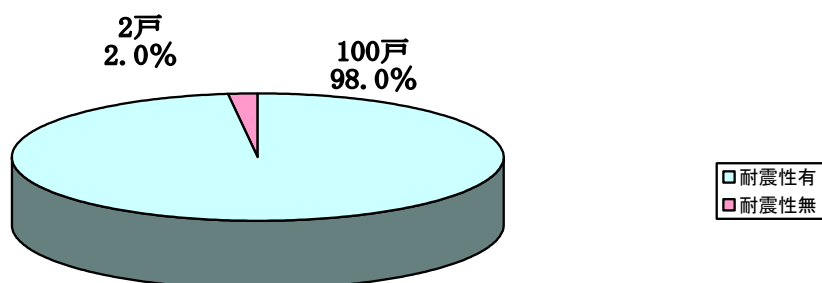
(3) 特定建築物等[※]の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、102棟あります。このうち昭和55年以前に建築された16棟の中で耐震性を有するもの8棟（推計値）と耐震改修等を実施したものの6棟（推計値）を昭和56年以降に建築された86棟に加えた、100棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和7年度末で98.0%と推計されます。（表1-8）

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物等	昭和55年以前のもの	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの	昭和56年以降の建築物	耐震性有の建築物数	耐震化率 〔R7年度末推計値〕
		③	④	⑤			
① (②+⑥) 102	② 16	③ 8	④ 6	⑤ 2	⑥ 86	⑦ (③+④+⑥) 100	⑧ (⑦/①) 98.0%



※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するかどうかに関わらず、次に掲げる建築物をいい、法第14条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

なお、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は15棟あり、平成27年度末までに全ての建築物において耐震化は終了しています。

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途		昭和55年 以前の 建築物	昭和56年 以降の 建築物	建築物数	耐震性有 建築物数	耐震化率 (R7年度末)
			①	②	③ (①+②)	④	⑤ (④/③)
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、 警察署、消防署、幼稚園、小・ 中学校、高校、病院、診療所、 老人ホーム、老人福祉施設、 体育館等		2	24	26	26	100%
	公共建築物	県	0	3	3	3	100%
		町	2	11	13	13	100%
	民間建築物		0	10	10	10	100%
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅 館、映画館、遊技場、美術館、 博物館、銀行等		1	14	15	14	93.3%
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		町	0	0	0	0	-
	民間建築物		1	14	15	14	93.3%
特定 多数 の者 が 利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、 寄宿舎、下宿、事務所、工場 等		13	48	61	60	98.4%
	公共建築物	県	4	0	4	4	100%
		町	0	2	2	2	100%
	民間建築物		9	46	55	54	98.2%
計			16	86	102	100	98.0%
	公共建築物	県	4	3	7	7	100%
		町	2	13	15	15	100%
	民間建築物		10	70	80	78	97.5%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化の目標設定

令和17年度末における住宅の耐震化の目標

国の基本方針において、耐震性の不十分な住宅については令和17年度までにおおむね解消することを目標としており、同様に県の耐震改修促進計画においてもおおむね解消することを目標としています。

本町においても、住宅の新築等の状況等による推計と、これまでの耐震化の進捗状況等を考慮し、中間年次である令和12年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とし、令和17年度までに耐震性の不十分な住宅についておおむね解消することを目標とします。(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数	昭和55年以前の住宅				昭和56年以降の住宅	耐震性有 の住宅数	耐震化率 〔R7年度末 推計値〕	耐震化率 の目標 〔R12年度末〕
	耐震性 を有す るもの	耐震性が 無いもの	②	③				
① (②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)	
令和7年度	6,901	1,484	487	997	5,417	5,904	85.6%	
令和12年度	7,300	1,300	935	365	6,000	6,935		95%

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標設定

- ・ 町有建築物については、現在、既に耐震化率100%を達成しております。
- ・ 民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、耐震化が不十分なものを令和12年度までに概ね解消することを目標とします。(表1-11)

表1-11 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
(単位：棟)

建築物総数	昭和55年以前の建築物			昭和56年以降の建築物	耐震性有の建築物数	耐震化率 〔R7年度末推計値〕	耐震化率の目標 〔R12年度末〕
	耐震性を有するもの	耐震性が無いもの					
① (②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)
令和7年度	102	16	14	2	86	100	98.0%
令和12年度	110	16	16	0	94		100%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。(表1-12)

- ・ 災害時の拠点となる建築物
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物
- ・ 特定多数の者が利用する建築物

表1-12 令和12年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
(単位：棟)

区分	用途	昭和55年以前の建築物 ①	昭和56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (R7年度末) ⑤ (④/③)	耐震化率の目標 [R12年度末]	
災害時の拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	2	24	26	26	100%	100%	
	公共建築物	県	0	3	3	3	100%	100%
		町	2	11	13	13	100%	100%
	民間建築物	0	10	10	10	100%	100%	
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	14	15	14	93.3%	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	-	-
		町	0	0	0	0	-	-
	民間建築物	1	14	15	14	93.3%	100%	
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	13	48	61	60	98.4%	100%	
	公共建築物	県	4	0	4	4	100%	100%
		町	0	2	2	2	100%	100%
	民間建築物	9	46	55	54	98.4%	100%	
計		16	86	102	100	98.0%	100%	
	公共建築物	県	4	3	7	7	100%	100%
		町	2	13	15	15	100%	100%
	民間建築物	10	70	80	78	97.5%	100%	

4 町有建築物の耐震化の目標等

町有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は15棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは2棟になります。この2棟は、耐震性を有するものです。これに、昭和56年以降に建築された13棟を加えた15棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100%となります。(表1-13)

表1-13 町有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分	昭和55年以前の建築物			昭和56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (R7年度末) ⑤ (④/③)
	①						
	耐震性有	耐震性無					
災害時の拠点となる建築物	2	2	0	11	13	13	100%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	2	2	2	100%
うち町営住宅	0	0	0	2	2	2	100%
計	2	2	0	13	15	15	100%

(2) 町有建築物の耐震化率の目標設定

町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、現在、既に100%を達成しており、耐震化は終了しています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と町は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、町、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第14条第1号から第3号で規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修等の実施に努める必要があります。

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修等を希望する者の相談等に応じるものとします。。

2 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修等の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、町が実施している住宅に関する支援事業の概要は、次のとおりです。引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

なお、耐震化の促進に関しては、「昭和町住宅耐震化アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組み目標を設定し、その進捗状況を把握・検証し住宅の耐震化を促進していきます。

■ 木造住宅耐震支援事業

補助事業名	区 分	対象建築物等	助成内容	補助率	補助限度額
木造住宅居住 安心支援事業	①耐震診断	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着 工された木造 住宅	町が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費を助成	1 / 1	66,000 円
	②耐震改修等工事		耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅の耐震改修工事及び建替工事に対する経費の一部を助成	1 / 1	143.75 万円
	③耐震シェルター設置		耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満の住宅の耐震シェルターの設置に要する経費の一部を助成	2 / 3	24 万円
ブロック塀等 撤去改修及び 改善に関する 補助事業	④ブロック塀等撤去改修	道路に面する 1.20m を超えるブロック塀等	ブロック塀等の撤去または改修工事等に要する経費の一部を助成	2 / 3	30 万円
生け垣等推進 に関する補助 事業	⑤生け垣等推進	道路に面した部分に設置する生け垣等	生け垣の設置等に要する経費の一部を助成	2 / 3	—

※補助事業の詳細については、補助金交付要綱等で定めています。

(2) 建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法第7条で規定する要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）について、現在、町が実施している支援事業の概要は次のとおりです。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建築物所有者等が自発的に取り組んでいけるように啓発活動等により耐震化を促します。

■ 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）耐震支援事業

補助事業名	区 分	対象建築物等	助成内容	補助率	補助限度額
災害時避難路通行確保対策事業	①耐震診断	要安全確認計画記載建築物（法第7条）	要安全確認計画記載建築物（法第7条）に基づいて実施する耐震診断に要する経費を助成	1/1	<ul style="list-style-type: none"> ▶1,000 m²以内の部分 3,670 円/m² ▶1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分 1,570 円/m² ▶2,000 m²を超える部分 1,050 円/m² ▶設計図書の復元費等 1,570,000 円
	②耐震設計		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関する設計に要する経費の一部を助成	5/6	<ul style="list-style-type: none"> ▶1,000 m²以内の部分 2,100 円/m² ▶1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分 1,570 円/m² ▶2,000 m²を超える部分 1,050 円/m²
	③耐震改修		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関する工事に要する経費の一部を助成	11/15	<ul style="list-style-type: none"> ▶住宅（木造） 15,800 円/m² ▶住宅（非木造） 39,900 円/m² ▶住宅以外 57,000 円/m² ▶Is 値 0.3 未満 62,700 円/m²

※補助事業の詳細については、補助金交付要綱等で定めています。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した耐震診断や耐震改修等に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施していきます。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修等などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県(建築住宅課及び各建設事務所)や(一社)山梨県建築士事務所協会等の無料相談窓口を紹介しています。

今後ともこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう適切に指導していくこととします。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も避難路、通学路等に面したブロック塀等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の助成金交付制度等の活用を促し、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

特に指導する避難路、通学路とは各学校指定の通学路、緊急輸送道路、住宅や事業所等から避難路及び避難地等へと至る経路(避難路)とします。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

③ 耐震シェルター・防災ベッドの設置

住宅の規模や構造・所有者の生活状況等によっては、建物の耐震改修を実施することが困難な場合があります。そのような状況においては、建物が崩壊した際でも安全な空間を確保できる耐震シェルターや、就寝時の被害を軽減する防災ベッドは、比較的容易に設置可能であり、居住者の生命を守るために有効な地震対策となります。

このため、耐震シェルターや防災ベッドの設置についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（緊急輸送道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「昭和町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が位置づけられています。

地震による建築物の倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を、次のとおり指定します。

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道20号	町内全線
主要地方道	塩部町開国橋線 (アルプス通り)	町内全線
	甲府市川三郷線 (昭和バイパス)	町内全線
	甲府市川三郷線	町内全線
	甲斐中央線	甲斐市境～甲府市川三郷線(昭和バイパス)交点
義務付け対象となる建築物の要件		
以下両方の要件に該当するもの		
・昭和56年5月31日以前に工事着工した建築物		
・①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1号」の「通行障害建築物の要件」に該当する建築物		

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修等に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは地震による被害の発生を見通し、住民に避難方法等に関する情報を事前にわかりやすく提供することによって、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

本町では、県からの情報提供のもと、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めることとします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修等を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本町では、耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本町では各自治会と連携して地域ぐるみで意識啓発や耐震診断及び耐震改修等の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・改修工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心し各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受け付けを実施しています。

7 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。その概要は、次のとおりです。（表3-1）
今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項 目	内 容
所 得 税	<p>個人が、令和10年12月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（※上限25万円）が所得税額から控除されます。</p> <p>※消費税率5%が適用される場合は上限20万円</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された自己の居住の用に供する住宅 ・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った住宅 ・令和10年12月31日までに耐震改修をした住宅
固定資産税	<p>令和13年3月31日までに、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分まで）が1/2に減額されます。</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った住宅 ・令和13年3月31日までに耐震改修をした住宅 <p>令和11年3月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築された要安全確認計画記載建築物について、一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事完了の翌年度から2年度分の当該建築物に係る固定資産税額（上限：工事費用の2.5%）が1/2に減額されます。</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された要安全確認計画記載建築物 ・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った建築物 ・令和11年3月31日までに耐震改修をした建築物

※この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修等の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本町内での耐震化促進体制の整備

本町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修等に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

3 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化を図るための施策

本町では、本計画に基づき「昭和町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善等を図り、住宅の耐震化を推進していくこととします。

昭和町耐震改修促進計画

令和8年4月発行

発行・編集 昭和町役場 都市整備課

山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

TEL : 055-275-2111 (代表) FAX : 055-275-5250